



内容

I. 付加価値税

- VAT 還付に関する 2018 年 1 月 19 日付、税務総局発行オフィシャルレター 298/TCT-KK 号
- 輸出される商品、サービスの VAT 還付に関する 2018 年 1 月 17 日付、税務総局発行オフィシャルレター 271/TCT-CS 号

II. 個人所得税

- 海外での税金納付を示す証明書類に関する 2017 年 12 月 29 日付、税務総局発行オフィシャルレター 6005/TCT-TNCN 号
- 居住者判断に関する 2018 年 1 月 22 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 3313/CT-TTHT 号

III. インボイス

- インボイスへのサイン委任に関する 2018 年 1 月 15 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 1984/CT-TTHT 号

IV. その他

- 関連者間の取引書類に関する 2017 年 12 月 26 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 82450/CT-TTHT 号
- 外国投資家の商品売買活動に関する定期報告書



I. 付加価値税

VAT 還付に関する 2018 年 1 月 19 日付、税務総局発行オフィシャルレター 298/TCT-KK 号

通達 99/2016/TT-BTC 号第 8 条第 4 項に基づき、税務局は全ての書類を確認することなく、書類確認できた順に還付対象金額を確定し、還付する。（従来は全ての書類を確認した後で、最終的な還付合計金額を案内していた。）

輸出される商品、サービスの VAT 還付に関する 2018 年 1 月 17 日付、税務総局発行オフィシャルレター 271/TCT-CS 号

通達 130/2016/TT-BTC 号第 1 条第 3 項によると、2016 年 7 月 1 日以降に輸出される商品やサービスの VAT 還付金額は、輸出される商品やサービスの売上高の 10%未満である。

VAT 還付金額が売上高の 10%を超える場合、次回に控除するか、還付しなければならない。

II. 個人所得税

海外での税金納付を示す証明書類に関する 2017 年 12 月 29 日付、税務総局発行オフィシャルレター 6005/TCT-TNCN 号

通達 92/2015/TT-BTC 号の第 21 条、第 3 項 b.2.1 点に基づき、個人が税務局に直接個人所得税を申告・納税する際、海外で源泉徴収された所得税を一部ベトナムで控除できることがある。個人所得税確定申告時に上記控除を希望する場合は、以下の書類を準備する必要がある。

- 海外の個人所得税申告書コピー
- 海外の個人所得税源泉徴収票のコピー
- 所得支払者発行の所得確認書（海外で源泉徴収された個人所得税を確認する）

個人は税務局に提出した情報に対して正確性の責任を負う。

居住者判断に関する 2018 年 1 月 22 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 3313/CT-TTHT 号

通達 111/2013/TT-BTC 号の第 1 条第 1 項 b.2 によると、課税年度において、住宅の賃貸契約期間が 183 日以上となる場合には、ベトナムにおける居住者とみなされる。

あるいは課税年度において、住宅の契約期間が 183 日以上である一方、ベトナム滞在日数が 183 日未満である場合、海外の居住証明書を取得できなければ、ベトナム居住者となる。



海外の居住証明書を取得できれば、ベトナム非居住者とみなされる。

つまり居住証明書又はパスポートを用いて海外の居住者になることを証明する。

III インボイス

インボイスへのサイン委任に関する 2018 年 1 月 15 日付ハノイ税務局発行 オフィシャルレター1984/CT-TTHT 号

通達 39/2014/TT-BTC 号の第 16 条第 2 項 d 店によると、法人の代表者がインボイス発行に際し、販売者としてサインできない場合、他の販売者に委任することが出来る。代表者は数人に委任することが出来る。

販売者がインボイスに代行でサインする場合、インボイスの左上に社印を押さなければならない。

IV その他

関連者間の取引書類に関する 2017 年 12 月 26 日付のハノイ税務局発行 オフィシャルレター82450/CT-TTHT

事業内容が単純（無形固定資産に関する売上や費用が発生しない）であり、売上が 2,000 億 VND 未満かつ、借入利息および税引前利益の合計 / 売上の割合が以下の場合、企業はフォーム 01 のみ提出する。

- 販売事業 : 5%以上
- 製造事業 : 10%以上
- 加工事業 : 15%以上

参考文献

- 2017 年 2 月 24 日付の政令 20/2017/ND-CP 号第 2 条
- 2017 年 2 月 24 日付の政令 20/2017/ND-CP 号第 5 条
- 2017 年 2 月 24 日付の政令 20/2017/ND-CP 号第 11 条、第 2 項



外国投資家の商品売買活動に関する定期報告書

2018年1月15日、政府は外国投資家の商品売買活動の貿易法及び貿易管理法に関する政令09/2018/ND-CP 号第40条を発行した。これに基づき、外資企業は以下のように商品売買の活動に関する定期報告書を提出しなければならない。

- 政令09の付録に添付されているフォーム13（以下、本報告書という）
- 提出場所：商工省（外資企業の所在地にある商工省）
- 提出締切：毎年1月31日

また政令09号第41条第1項dによると、本報告書を提出しない場合、事業登録許可書を回収される可能性がある。以前の通達08/2013/TT-BCT 号第21条には、本報告書を提出することは定められている一方、事業登録許可書を回収する記載はなかった。

本政令は2018年1月15日より有効になる為、企業は2018年1月31日までに報告書を提出しなければならない。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>